

ている。

2 トラックを用いた移動変電所 鉄道車両を用いた物は鉄道の引込線のある所へしか移動できない。そのために既設の変電所へ直接持ち込むために困難な場合がある。また電源を得るためにも非常な不便がある。すなわち使用可能な場所は引込線があって、しかも電源の得られるところとなるので、ある程度限定されてしまう。これに対してトラックはどこへでも持って行けるという利点があるので、道路さえよければきわめて有利である。外国では道路がよいのでトラックに積載した移動変電所が盛んに利用されている。現在わが国で作られている大型トラクター12t積程度のものを使用すれば、配電用の交流移動変電所ならば2,000KWくらいまでは積載できる。また直流の移動変電所でも数台に分割積載すれば可能である。

3 配電用の交流移動変電所 前記のように、すでに外国においてはトラックに積載されたものが盛んに使用されているが、まだわが国では使用されていない。むしろわが国では交流遮断器(しゃだんき)と変圧器を共同予備(幾つかの変電所の予備機器)のかっこうで持ち、事故その他の際にはこれを運んで使用するという行き方をしている。

4 電鉄用直流移動変電所 わが国でも早くからその必要性が痛感され、国鉄では22KV, 10KV, 6,600Vの3種類受電のできる2,000KW循環水冷式多陽極型、直流1,500Vの設備があり、また京福電鉄には3,300V受電、300KWガラス製水銀整流器、直流600V。南海電鉄には33KV, 22KV, 3KVの3種類受電のできる1,500KW密封式イグナイトロン、直流600V等の設備があり、いずれも鉄道車両に積載されている。(村田良二郎)

いどうポスト 移動ポスト 山間地方と都市とを結ぶ国鉄バスに取付けられた簡単な郵便差出箱。移動ポストの取扱は「旅客自動車に郵便差出箱(ポスト)を取付けることについて」(昭和28・8・28依命通達)にもとづき、地方自動車事務所長が、地方郵政局長と契約して実施できることになっている。その取扱の概要はつぎのとおりである。

1 郵便差出箱の取付け箇所

バスの運転に支障がなく、乗務員から投函状況が十分に見える場所で、普通の場合は車体の外側に取付けている。

2 投函できる郵便物の種類

通常郵便物のうちの書状(第1種)またははがき(第2種)で、したがって郵便差出箱の規格も32×14×11cm程度の小さいものである。

3 取付けおよび保守等の費用

郵便差出箱の取付け・取りはずしおよび保守その他はすべて郵政省側で行うこととし、つぎのようにきめられている。

(1) 郵便差出箱の作製およびこれをバスに取付けるための設備、またはこれを原状に復する場合の経費は地方郵政局の負担とする。(2) 郵便差出箱の保守等は地方郵政局の負担とする。(3) 郵便差出箱を取付けたバスの発着時刻、投函できる駅等は地方郵政局が利用者に周知させる。

4 取付けまたは取りはずし

(1) 郵便差出箱は自動車に固定しないで取付け・取りはずしのできるようにしておくとともに、通常の運転によってバスから脱落しないような設備とすること。(2) 郵便差出箱の取付け・取りはずしは、起終点駅所在地の郵便局員が行う。(3) 起終点の中間駅で郵便差出箱を開くときは、その駅所在地の郵便局員が停車時分中に行うこと。(4) 国鉄の都合によって車両の運用を変更したり、途中で車両故障等のために郵便差出箱の継送が困難になった場合は、国鉄はこの事由を関係郵便局に連絡

すること。

5 投函についての制限

自動車線の中間駅で、乗降客のないときはバスは通過することになっている。したがって(1)乗降客のない駅では、投函のために停車する責任を負わない。(2)利用者の投函は、バスの所定停車時分中にかぎる。

6 郵便差出箱の運送料金

料金は地方自動車事務所長と、地方郵政局長とが協議してきめることになっているが、だいたいの基準は(1日2往復として1箇月の料金)

50km未満	2,000円
50km以上100km未満	2,500
100km以上	3,000

この算出基礎は鉄道小荷物運賃から免責条項・積卸費用等を控除したもので、料金の支払責任者は地方郵政局長、1箇月ごとの後払契約となっている。

7 郵便差出箱に関する責任

国鉄はバスに取付けた郵便差出箱および投函郵便物に対して、運送上または保管上のいっさいの責任を負わない。

現在実施している路線・区間・料金はつぎのとおりである。

路線	区間	キロ程	運送料金
古川線	築館・仙台	66km	3,000円
岩泉線	岩泉・盛岡	127	3,000
金白南北線	美濃白鳥・金沢	162	6,000
京鶴線	京都・鶴ヶ岡	71	2,500
熊野線	紀伊田辺・熊野本宮	66	2,500

(福田幸市)

いどうむせん 移動無線 (英)mobile radio 車両とう載、人力可搬等の区別なく移動しながら使用する無線通信をすべていう。したがって国鉄で使用している移動無線にはつぎのようなものがある。

操車場無線。\*船舶無線。\*除雪車無線。ガントリー用無線(室蘭で使用され、ガントリーの運転室と運転本部の連絡に使用している)。送電線保守用無線(\*誘導無線)。その他一般用無線。

一般用のものは中短波の災害無線として戦後設備されたものが、災害時ばかりでなく常時作業に応じて移動して使用されるようになったものである。昭和28年から携帯用の小型無線機が整備され電力、信号、施設等の作業に使用されるようになった。

国鉄移動無線 (除船舶無線)

1 超短波

種別	基地局	移動局	電波型式および周波数(Mc/S)	出力(W)
送電線保守用	国府津	国府津	F <sub>3</sub> 31.73	50
		国府津	F <sub>3</sub> 31.73	25
雪かき車用	長岡, 川口 小出, 石打	ロータリー×3 マックレー×2	F <sub>3</sub> 31.73	50
			"	50
			"	25
操車場用	神戸運転本部 室蘭運転本部	神戸港構内入換機関車×4 室蘭駅構内入換機関車×5	F <sub>3</sub> 150.93	20
			F <sub>3</sub> 148.05	10
			"	15
走行起重機用	室蘭駅走行起重機運転本部	走行起重機×4	F <sub>3</sub> 150.93	5
			"	5